

1 会議の名称

第1回 みんなで創る自治基本条例市民会議

2 開催日時

平成17年1月21日(金)午後6時30分～午後7時45分

3 開催場所

上越市市民プラザ 2階 第3会議室

4 出席した者(傍聴人を除く)の氏名(敬称略)

・委員:72人中69人出席

市民委員:飯塚むつこ、石井陽子、石塚賢、石塚隆雄、石橋馨、稲垣健一、今井不二子、岩井栄子、太田修二、小田武彦、岸本八千子、君波豊、栗田英明、小林久美子、坂井龍輔、佐藤恵子、佐藤忠治、高橋洋一、滝澤正芳、田中幹夫、田中美和子、種岡淳一、田村安男、塚田正、中島巖、橋本博太、長谷川敦子、平野通子、細井徳治、増田和昭、松川太賀雄、満田恵美子、宮下敏雄、宮本富男、柳沢良治、矢野宏明、山本信義、横倉進、横山郁代、横山文男、吉村壺子(43人中41人出席)

職員委員:秋山友江、池嶋幸子、市村雅子、大出聡子、風巻雅人、加藤英樹、五井野宏美、小酒井伸一、小嶋栄子、笹川正智、沢田繁、白石直子、新保大志、富田真由美、内藤香織、長澤政英、原田真理、藤田幸子、丸山隆、水澤弘光、壘正孝、山本有恒、吉川和美、吉越梓、吉沢真理、米川美樹、鷲津史也、渡辺由美子(29人中28人出席)

・木浦市長

・事務局:高橋企画・地域振興部長、三浦企画課長、高橋企画課副課長、瀧本企画調整係長、小池主任、米山主任、大友主任、丸山係員、渡邊係員(計9人)

5 議題(公開・非公開の別)

(1) 委嘱状交付(公開)

委員代表 飯塚むつこ委員

(2) 市長講話(公開)

「自治基本条例と協働によるまちづくり」

(3) オリエンテーション(公開)

ア 自治基本条例検討事業について

イ 「みんなで創る自治基本条例市民会議」検討スケジュールについて

ウ 自己紹介

(4) その他(公開)

ア 事務局からの連絡

6 傍聴人の数

1人

7 内容

○ 木浦市長講話

テーマ「自治基本条例と協働によるまちづくり」

- ・ 市民委員 43 名、職員委員 29 名、計 72 名に委嘱状を交付させていただいた。快くお引き受けいただき、心から感謝を申し上げたい。
- ・ 今日は市民会議の第 1 回目ということで、「自治基本条例と協働によるまちづくり」というテーマで若干お話をさせていただきたい。

■ 新しい上越市のまちづくりについて（上越地域合併協議会での協議内容より）

- ・ 上越地域合併協議会では、新しいまちづくりを進めていくうえで大切にしたいこととして、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」をまちづくりの基本理念として掲げた。
- ・ 新しい上越市が目指すのは、市民が自主的に支え合い、まちや地域として自立していける姿であり、人（個人）と地域経済と行政とが自立して、それぞれの役割をしっかりと担い、協働していくことが何よりも大切になるということを、これからまちづくりを進めていく中で、基本理念として大事にしていこうということを確認し合った。
- ・ 新しいまちの将来像として「海に 山に 大地に なりわいと文化あふれる 共生都市上越」を掲げ、それぞれが持っている特性にさらに磨きをかけて、これを連携させることによって新しい価値を生み出していくようなまちづくりを進めていき、お互い切磋琢磨し合いながらがんばっていこう、ということを確認し合った。
- ・ 新市の施策として 6 つの大きな柱を掲げた。その 1 番目に「市民主体のまちづくりの推進」を掲げ、「地域コミュニティなどをいかした協働のまちづくり」としてくくった。市民主体のまちづくりを新市の新しいまちづくりの大きな柱の 1 本とした。
- ・ 新市の主な事業として、「市民主体のまちづくりの推進」というくくりの中に、「市民と行政との協働の推進」として「自治基本条例検討事業」を挙げている。
- ・ 21 世紀は、市民が主役であるという図式をもっとまちづくりの中に活かしていき、それをはっきりと目に見えた形で保障していきたい。
- ・ 市民がまちづくりに参画していただくのを法律や条例で保障していこうという機運が最近では盛り上がってきている。自治基本条例という中で、市民と行政職員がはっきりとそのことを認識し合い、理解し合って一つの同じ目標を目指して進んでいけば、お金の使い方も効率的で、労力も無駄にならずに、自分たちでまちづくりの構想を描いていくことができる。

■ 自治基本条例検討事業について

- ・ 合併前に、旧 14 市町村で担当者会議を開催しながら検討を進めてきた。また、市民を対象とした学習会を 4 回開催し、市民の皆さんと学習を進めてきた。
- ・ 今回「みんなで創る自治基本条例市民会議」を設置し、市民が主役であるということを名実ともにはっきり内外に提案していこうということで、平成 18 年 3 月まで 16 回程度開催をし

ながら素案を策定していただきたい。

- ・ その後、「みんなで創る自治基本条例市民会議」の代表の皆さん、市民団体の皆さん、有識者の皆さんで組織する「自治基本条例策定検討委員会」を設置し、皆さんから策定していただいた素案をもとに条例案を策定して、議会に上程していきたいと考えている。
- ・ 年度ごとのタイムスケジュールとしては、平成 16～17 年度に「みんなで創る自治基本条例市民会議」で素案を策定し、18 年度に「自治基本条例策定検討委員会」で条例案を策定し、議会上程を経て、19 年度から条例を公布して施行していくことを目指していく。

■ 上越市第 5 次総合計画での位置付けについて

- ・ 総合計画は、それぞれの市町村が一番大切にしているまちづくりの総合的な計画であり、市政の全てのことがここから発信されていていて方向性が定まってくるものである。
- ・ 第 5 次総合計画は、公募による 52 名の市民の方々から基本構想素案をまとめていただいた。
- ・ 「共に創る自主・自立のまちづくり」が大切であるということを基本理念の中に掲げた。
- ・ 将来都市像の中に「市民が創る市民が主役の元気都市」と掲げており、まちづくりの主役は市民であり、「人」も「まち」も「未来」も市民が創っていくことが大切であるということを明記した。ここが何よりも大切である。
- ・ また「輝ける人間と自然を育む活力あふれる協働都市」を目指していこうということで、市民と行政の協働のまちづくりには活力が必要であり、そのためには輝く人と自然を育むことが大切である、と掲げている。
- ・ 基本目標の中に「みんなで創るまち 協働のまち」を掲げ、市民や行政がともに対話し、信頼を深め、役割を明確にし、自覚と責任を持って、みんなで創る協働のまちの実現を目指していくことをはっきりと掲げている。
- ・ 施策の大綱の中にも、「市民と行政がそれぞれの役割を踏まえた、協働のまちづくり」を進めていくことを掲げている。
- ・ 基本計画の中にも、主要施策として「市民との協働によるまちづくり」をはっきりと掲げている。
- ・ また、分野別計画では、「協働のまちづくり」として、「快適で住みよいまちをつくるためには、まちづくりの主役である市民がまちづくりに参画し、市民と行政がそれぞれの役割を踏まえた協働のまちづくりを進めることが大切であり、市民がまちづくりに参画できる機会を拡充し、協働の意識の向上を図るとともに、協働に関する制度的な基盤づくりや地域コミュニティの育成支援に努めること、NPO やボランティアの主体性や創造性を尊重しつつ、まちづくりの重要なパートナーとして位置付け、その活動をサポートするための環境整備を図っていくこと」を明記した。

■ 協働によるまちづくり

- ・ これからの地域運営の視点に立つと、現在は国・地方ともに歴史的な転換期にあり、50 年・100 年の大計に立った取り組みが必要である。
- ・ 現状を認識すると、経済・社会の構造変化として、住民の意識・価値観の変化、人口減少、少子高齢化の進展、産業構造の転換、地球環境問題の顕在化、情報化の進展が挙げられる。

- ・ 地方自治の情勢変化としては、平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行になり、いよいよ分権社会が到来してきていること、市民ニーズは多様化してきているが、自治体の財政状況は悪化してきていることが挙げられる。
- ・ 今後の地方自治体の課題として、「自主・自立」「持続可能」な地域づくりというものが必要となってくる。補助金や公共投資依存してきた今までの行財政運営からの転換が必要になってきており、行政の役割をもう一度原点に立ち返って見直すなど、地方自治体も構造改革が必要になってきていることを認識しなければならない。
- ・ これからの地域運営の視点として、大切なものを 3 点挙げると、
 自主財源確保につながる「産業振興」が必要である。国からの補助金や交付税が削減傾向にあり、自主財源確保につながる産業振興により、自分の能力・体力でその地域の自主財源を確保しなければ、安定した行政サービスはできない。自主財源を確保していかなければ都市間競争に負けてしまう。産業振興は一朝一夕でできるものではなく、気付いたときに早くその仕組みや仕掛けを作っていかなければ自主財源は確保できない。
 地域の課題を行政と市民等がともに担う「官民協働」が必要であり、市民と行政がしっかりと協働しながら、お互い同じ方向を向いて、お互い理解し合うことによって、行政が安定的に行政サービスを提供していく効率の良いものができていく。
 市民の生命・財産を守る「安全・安心」のまちづくりも大切である。昨年は災害の一年であったが、21 世紀の行政の最大の責務は市民の生命と財産を守ることであり、安全・安心の確保は行政にとって極めて重要な課題である。
- ・ 「自主・自立」の取組みに資する枠組みの構築としてはいろいろな方法があるが、行政コストを落としながらもっと効率の良い運営ができるような仕組みに変えていく方法の一つとして「市町村合併」が挙げられる。
- ・ 官民協働の考え方を整理すると、市が行う公共サービスのうち市が直営で行う部分はもう少し小さくし、その分を NPO、ボランティア団体、地縁団体、民間企業、個人が市と協働で担うことにより補完していく。民間でできることは民間に、地域でできることは地域にということである。政府はよく「小さな政府」ということを言うが、政府が小さければ小さいほど経費が少なくて済み、住民の皆さんの負担も小さくて済む。
- ・ しかし、市民の皆さんからの行政ニーズが多くなってきているのも事実である。
- ・ 産業振興における官民協働のあり方として、20 世紀は官と民がそれぞれ独立して存在していたが、これらが連携することによってメリットが出てきていた。制度融資、一部業務の民間委託、第三セクターなど官と民が協力し合うことによって効率の良い運営ができた。
- ・ 21 世紀はさらに連携していく必要がある。構造改革特区、PFI など民間活力の推進をし、耐震化事業、環境関係など新しい公共的事業を創出していくことができる。
- ・ 民間の皆さんはいろんなノウハウを持っているが権限はもっていない。一方行政は権限は持っているけれどもノウハウはわからない。民間ノウハウ＋行政の権限ということでお互いを合体させることによって、力強い地域を作っていくことができ、都市間競争に打ち勝っていける基盤を作っていくことができる。
- ・ 地域力向上の視点でみると、これまでの地方の姿は、全国一律であった。地域力、公的サービス、地域の経済力、市民の力、コミュニティの力、行政の政策立案能力などに関わりなく、

国からの補助金や地方交付税等でカバーされてきた。

- ・ しかし、これからの地方の姿はこうではなく、地域ごとに格差が出てくる。国からの補助金や地方交付税は見込めなくなり、力をつけていかなければ都市間競争に勝っていくことはできない。

■ 上越市市民と行政との協働に関する市民委員会について

- ・ この市民委員会からの報告である「市民と行政との協働に関する報告書」の中にも「協働を保障する制度」として「自治基本条例」の制定を提案されている。

■ 自治基本条例の制定について

- ・ 自治基本条例を制定することによって、市民の皆さんの市政への参画、まちづくりへの参画を条例で保障することにつながる。従来も市民の皆さんから各種委員会、審議会で発言いただいたり、あるいは地域でまちづくりに参画していただいたりしてきたが、それを条例で保障していこうというのがそもそも自治基本条例の大きな考え方である。

- ・ 今日が各区地域協議会の委員の立候補締め切りだったが、5つの区で定員以上の立候補があり、選挙ということになった。
- ・ 無報酬であるのに何故こんなに一生懸命がんばっていただけるのか、と疑問を持たれる市民の方も大勢おられることと思うが、これはこれから納税者として、あるいは市民として自分の地域のまちづくり、市全体のまちづくりについて強い関心を持っていただくという第1ステップである。そういう意味で、協働を条例で保障していくことは、21世紀の時代に極めて重要なことであると認識している。
- ・ 市職員に対して、主役は市民であり、市民本位の市政を展開していこうということを常に申している。市町村合併により職員数は1,200人から2,400人への倍増したが、職員一人ひとりがそのことをきちんと自覚しているかどうか、これからはそれがポイントになっていく。
- ・ 皆さんから忌憚のないご意見をいただく中で、素晴らしい自治基本条例を作っていきたい。今後とも何卒よろしくお願い申し上げ、私からの協働の説明に代えさせていただきたい。

○ オリエンテーション

(1) 自治基本条例検討事業について

(2) 「みんなで創る自治基本条例市民会議」検討スケジュールについて

説明者：三浦企画課長

- ・ 自治基本条例の制定に向けて、企画課が事務局をさせていただく。今後の進め方について説明させていただく。
- ・ この後、皆さんから簡単な自己紹介をしていただき、本日はそこで終了ということで考えている。実質的な市民会議の内容は次回以降という形になる。

■ 自治基本条例検討事業について

- ・ 先ほど市長から説明があったが、再度確認をさせていただきたい。
 - ・ 実施目的は、市民と行政の協働のまちづくりを進めるため、新市としての理念、仕組みなど基本的なルールづくりに向け、この条例の策定準備、検討を進めるということである。
 - ・ 条例の名称については、仮称として「自治基本条例」とさせていただいている。名称についても当然検討していく中で整理していく形になるが、現段階では「自治基本条例」という言い方で進めさせていただきたく、ご理解をお願いしたい。
 - ・ 条例の制定時期については、平成 19 年度の制定を目標とする。
 - ・ 検討体制については、「上越市の市民だけでなく合併関係町村の住民が検討に参画することが望まれる」という上越地域合併協議会からの提案もあり、合併前のくくりでいけば 14 市町村の住民、職員で参画し、今回の「みんなで創る自治基本条例市民会議」の設置に至った。
 - ・ 平成 18 年の 3 月までこの市民会議で素案の検討をしていただく。
 - ・ その素案を受け、18 年度に「自治基本条例策定検討委員会」を設置して条例案を策定し、19 年 3 月議会に諮って、19 年度から条例として公布していくという大きな流れを想定している。この策定検討委員会には、今回の市民会議の代表の方からも参加していただきながら条例案を検討していただくことで考えている。
 - ・ 市民会議は、トータルで 16 回ほど予定しているが、第 5 回までは学習会形式という位置付けをしており、自治基本条例の内容、必要性、協働について、意識の共有を図りながら進めていきたい。第 6 回からワークショップ方式により素案の検討に入っていく。
- 「みんなで創る自治基本条例市民会議」検討スケジュールについて
- ・ 第 2 回目に企画課からご説明をし、第 3 回、第 4 回は上越市創造行政研究所から「自治基本条例とは」「上越市での自治基本条例を考える」という形で講義をさせていただきながら、その講義を踏まえて意見交換を図っていき、第 5 回目に学習会の総括、まとめをしていただいて、5 月以降の第 6 回目以降で具体的な素案の検討に着手していただくことで想定をしている。
 - ・ 合併した旧 14 市町村の皆さんが一体となって、新市の市民としての意識を持って検討を進めていくこと、市民と行政の協働によるまちづくりという観点から、市民の皆さんと市の職員が一緒に参画して議論を進めていくこと、この 2 つの形の中で、協働や一体性を持って検討を進めていきたい。
 - ・ 第 5 次総合計画策定にあたって 52 名の市民の方々と検討を進めてきた経験や実績はあるが、今回はまた違った意味の新市のこれからの方向性を示す重要な条例の制定になってくる。我々事務局も一生懸命勉強をしていきたい。

8 問合せ先

企画・地域振興部企画課企画調整係

025-526-5111(内線 1452)